

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年8月18日(月)午前9時30分開議
2. 場 所 第3・4委員会室
3. 出席委員
委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
// 戸 部 源 房
// 田 中 美 恵 子
// 乾 紳 一 郎
// 高 橋 ミ ツ 子
// 伊 藤 實
4. 欠席委員 田 中 人 実 委員
5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長
6. 傍聴議員 堀 勇 一 議員
7. 出席事務局員
事 務 局 長 秋 山 純
事 務 局 次 長 倉 田 繁 夫
事務局次長補佐 仲 田 道 弘
主 査 竹 内 繁 教
主 査 須 郷 和 彦
8. 参考人 早稲田大学マニフェスト研究所 草 間 剛

8. 報告事項

- 第1 第8回（7月29日）・9回（7月31日）特別委員会会議録について
- 第2 第9回特別委員会での調査事項について
議会への附属機関の設置について

9. 協議事項

- (1) 条例に盛り込みたい項目について
- (2) これまで、討議してきた、盛り込みたい条項についての確認
- (3) 議会基本条例シンポジウムについて（10月4日）
- (4) 今後のスケジュール確認について

開会 午前 9時40分

松野豊委員長 それでは、ただいまより第10回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告します。ただいまのところ出席委員8名、欠席委員1名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告します。

毎度のことでございますけれども、配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。本日の次第書、A4、1枚でございます。それから議会基本条例シンポジウム（案）ということで、タイムスケジュールが入っていると思いますが、13時半開会、あいさつと、これがA4、1枚です。それから、シンポジウムの御案内のチラシの案です。3種類ホッチキスでとめてあります。表面は2種類で2案ございまして、3枚目のものは裏面、両面印刷する予定ですので、裏面に記載する案です。それから、盛り込みたい条項の保存版ということで、A3で1枚という形でお配りをしておりますが、資料の配付漏れはございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、さっそく次第に沿って協議に入りたいと思いますが、まず報告及び確認事項でございます。2番、（1）番、第8回、7月29日、それから第9回、7月31日の特別委員会会議録につきましてでございます。電子メール及び御郵送にて各委員に事前に送付をさせていただいております。この7月29日、7月31日の会議録について、相違はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、御了承いただいたということで、こちらも近日中に流山市市議会のウェブサイトのほうに議事録をアップロードさせていただきたいと思っております。

（2）番、第9回の特別委員会、7月31日でしたが、の宿題がございました。検討事項、そのA3で本日お配りしている26番の関連ですが、議会市民協議会の設置（市民、学識経験者10名）ということで、いわゆる附属機関、議会の附属機関と専門的知見ということが31日、この当特別委員会で議題となりましたけれども、その際に宮城県議会のアドバイザー制度、あと四日市市議会の市民モニター制度、それから三重県議会の基本条例に既に明白に記載されていますが、附属機関というふうに記載をされておりますが、一方で多治見市議会が総務省に、専門的知見ではなくて、その枠を超えて附属機関を設置できないかという特区申請を出したところ、総務省の見解としては、現行は議会は附属機関は持てないと。専門的知見であればオーケーという見解を多治見市のホームページのトップページ上で出しておりますが、その総務省と多治見市のやりとりを出しておりますが、このあたりの、多治見市では総務省はだめと言っていると。一方で、三重県議会の議会基本条例には明白に附属機関の設置ということがうたわれていると。この辺の関係については、少しこちらで調べて皆さんにお示ししますということをして7月31日の議論の中でお話をしておりましたが、ちょっと宮城県議会と四日市市議会については現在まだ調査中です。ただし、その三重県議会と多治見市

議会、それから総務省の見解については、草間研究員のほうで調べていただきましたので、ここで草間研究員のほうから御報告をいただきたいと思います。

では、草間研究員お願いします。

草間研究員 おはようございます。早稲田大学マニフェスト研究所の草間でございます。御依頼いただきましたいわゆる附属機関の設置について、私どもの調査を通じて見解を述べさせていただきますと思います。

本日皆さんに御提示させていただきますものが、総務省の見解が1つ、それから立法事実といたしまして、三重県議会の事例と会津若松市の事例を皆様に御提示させていただいて、御議論をしていただきたいと考えております。

まず、委員から御指摘ございました地方自治法100条2項がこの附属機関の根拠法令としてなるかということでございますけれども、100条の2を確認してみますと、普通地方公共団体の議会は、議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項にかかわる調査を学識経験を有する者等にさせることができると書いておりまして、こちらの解釈といたしましては、特定の課題につきまして専門家に委託して調査するというところでございますので、これをもって審議会や委員会をつくることは、法的には予定はされていないというふうな解釈を持っております。これにつきましては、100条の2項をもって直接附属機関の根拠法令にはならないだろうというのが、大部分の学説を占めているところでございます。

また、総務省判断を示させていただきますと、これは平成18年12月13日、御案内のとおり多治見市における特区に対する返答がございまして、総務省判断といたしましては、附属機関とは、執行機関の行政執行のために必要な調査や諮問等を行う機関である。こういった考え方が重要でございまして、一方議会は住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関として、自らが多様な意見を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上、附属機関の設置はなじまないという見解を示しております。要するに、合議体である議会がまた合議体を設置する必要はないだろうというのが総務省の見解でございまして、なおということで、専門的知見の活用は、これは100条の2項でございまして、学識経験者等が個々に調査、報告を行わなければならないものとしているものではないから、調査の規模等に応じ、複数の学識経験者等に合議による調査、報告をさせることも可能であるとしておりまして、これは例えば目黒区が政務調査費に関する事例におきまして、弁護士や民間の方々、複数人これを専門的調査を依頼しまして、そこで調査結果を報告させている事例もございまして。

また、このような総務省の見解は出ているのですけれども、立法事例として2つございます。まず、ここでは流山市議会でございますので、市議会の事例といたしましては、6月18日に可決されました会津若松市議会が附属機関の設置をうたっております。こちら第7条で、議会は審査、諮問または調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより附属機関を設置する

ことができるというふうにしております。こちらは、実は議会基本条例と同日に制定されました会津若松市議会政治倫理条例というものがございまして、ここに第12条に、議会に会津若松市政治倫理審査会を置くというふうに、議会の中で政治倫理に関する附属機関を置けるような規定をここでしておりまして、この根拠規定として議会基本条例を会津若松市は挙げております。こちらも担当の方に確認したところ、要するに政治倫理条例と2つ同じ日に上げたということで、この議会基本条例をもってこの政治倫理条例の審査会を議会に置けるようにしたかったというふうに申しております。こちらの設置に関しましては6月18日の可決なのですけれども、特に総務省から何か意見をいただいたということはないというふうにおっしゃってございました。

また、この附属機関の、会津若松市の場合は、どのような取り扱いをしているかということ、その第16条におきまして、審査会は調査審議を行うに当たり、審査の請求の対象とされた議員または関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができる。また、これは被請求議員等の義務もございまして、議会の結果の報告と、また議会の措置ということで、第19条、議会は審査会の報告を尊重するものとするというふうな表現にとどめております。こちらのほうは、やはり総務省の見解等ございまして、結果は尊重するという表現にとどめたという経緯があるようでございます。

もう一つ、三重県議会の基本条例、こちらは皆さん御案内のとおりなのですけれども、こちら平成18年12月1日に可決されたもので、附属機関の設置を御案内のとおりしております。第12条におきまして、議会は議会活動に関し、審査、諮問または調査のために必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより附属機関を設置することができるというふうにしております。ここも、三重県議会も同じように、そのときは総務省見解というのはなかったものでございますけれども、別個に総務省等の確認も内々にしたりしておりまして、三重県は塩野先生という行政法学者がいるのですけれども、これは地方自治法は議会の附属機関を予定しておりませんが、これを当然には否定していないように読めるというところで根拠にいたしまして、また総務省出身の学術経験者等からの意見によって、議会で決めたことを、地方分権時代においてその総務省が云々言う必要ないだろうというところで、知事とのいろいろ確認はあったのですけれども、最終的には附属機関を盛り込んだという立法事実がございます。

この2つの、会津若松、三重県、また総務省の見解から私どもの見解を申し上げさせていただきますと、議会の附属機関は、合議体の意思決定機関である議会の決定権を侵さない限り、設置できないとは言えないという見解でございます。ただし、附属機関を設置するに相当する理由、根拠がなければ、法の目的とするところと大幅に異なる可能性が高いものでございますので、流山市においてこれが本当に必要かどうかというのを議員の皆さんに本当に御判断いただいて、この条例については踏み込むか踏み込まないかというのを御議論いただければというふうに考えております。

以上でございます。

松野豊委員長 草間研究員、ありがとうございました。

今の草間研究員の御説明に関して、委員の方から何か御質問があれば。御質問はよろしいですか。御意見。

はい、高橋委員。

高橋ミツ子委員 この議会市民協議会の設置についてどうするかというのを含めたものでいいのですか。それとも……質問ですか。どうするかという個人的な見解は別。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 この附属機関の設置については、入れるか入れないかということよりも、そういう入れているところもあるよというふうな話の中で、その審議はどうなのだろうということでもちょっと私のほうで質問したいので、1つお聞きしたいのですけれども、議会の関係で、いろんな調査を委託するだとか、そういう場合には附属機関ではなくて、あれは、自治法上は、例えばさっきも出ていたのですけれども、宮城県ではアドバイザー制度みたいなものがあるのですけれども、そういうのは法律ではどういうふうに位置づけられているのか、その点だけ。

松野豊委員長 草間研究員。わかる範囲でいいです。

草間研究員 私どもとしては、それは議会の中で、運用として皆さん取り組まれていることというふうに認識しております。

松野豊委員長 とりあえず質問でしょうか。戸部委員。

戸部源房委員 総務省がいろいろ言ってきていますよね。例えば多治見市でもだめだと。地方分権が今どんどん進んでいますよね。そういう中で、総務省がこういう見解をあらわすということはどういうことなのか。そこら辺は適当なのかどうかね。

それから、これから財政も含めて、権限も含めて、地方分権がさらに進みますよね。実際問題、地方分権ということで、平等だという判断があるわけだけでも、そういう中で、国がそういうふうにやってきていいのかどうか、将来的にどうなのか、そこら辺の見解、わかりましたらちょっと教えていただければ。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 これは、総務省の見解が正しいかどうかということでございまして、私個人的には、総務省に聞いてしまえば、このような答えが返ってくるのは当たり前のこととございまして、自治法の解釈にのっとって総務省は見解を述べております。これは法が規定するところとございまして。その三重県議会などは、附属機関を設置しているところに関しては、これは法律で書いていないではないかと。書いていないことだったら、要するに禁止もしていないのだから、できるのではないかという御判断で、それは政治判断でございましてね。それでやられているところとございまして、それは総務省も黙認といえますか、先ほども御案内のとおり、地域の議会の皆様、要するに合議体である議会の皆様が決定したことについて、総務省が云々言うような立場ではないことは、今後ともは

っきりしてくるのだろうというふうに私は考えております。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議会基本条例でも、今進めておる自治基本条例もそうなのだけれども、自治法とか、あるいは国の憲法ございますよね。これは尊重しなければいけないけれども、これは絶対ではないわけですよね、将来にわたってはね。ある程度やはり地方分権が進む中で、自らの行政は自ら判断して一歩踏み込むということも私は必要ではないかと思うのだけれども、そこら辺についてはどういふふうに総務省初め思っているのでしょうかね。

松野豊委員長 わかるかな。総務省の人間ではないから。

草間研究員 総務省の判断はできないのですけれども、解釈の問題として、やはり議会基本条例におきましても憲法と自治法に反する法規はなされてはいけないというか、それはできないというふうに考えております。ただし、その今附属機関の問題となっているのは、要するに自治法に書いていないことでございますので、書いていないことについてどうするかという御判断は、その議会を皆様でしていただく余地はあるというふうに考えております。

松野豊委員長 高橋委員。

高橋ミツ子委員 率直に伺います。自治法改正で附属機関が置けるようになったと。専門的知見から、置くことができるようになって、それで実際にこの附属機関を置いた例、置いた例というか、見解を求めたらば却下されたという例もあったり、今度の会津若松市にすれば、設置と同時に倫理条例も制定して、それも含めてやったという。で、草間先生がおっしゃるところによると、総務省にこの旨を御相談すれば、当たり前にもこのような結果が出るのだろうということは、各自治体というか、各議会に任せているのだろうと私は解釈しますけれども、結局附属機関を置いて、調査や研究、あるいは諮問したりして、附属機関ですから、我々の議会の調査研究をして、何らの形で諮問なり答申をもらうということ、諮問したものを答申なり中間報告なりもらっていくということだから、やっぱり助け船を置くわけですよね。だからそこら辺で、議会人としての私たちの心得というか、構えと、不足のある部分は、専門的知見ではなくて附属機関を置くというふうにとらえてよろしいのかどうか、そして流山市がどうするかは、草間先生がおっしゃるように、皆さんの御判断ですよということになるのでしょうか。参考までに教えてください。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 御案内のとおり、やはりその必要性というのに着目していただくのが整理しやすいのではないかなというふうに考えております。やみくもに根性論だけで入れてしまうというのはやっぱり危険を感じますけれども、流山市にとってこれは必要だというふうな御判断があるようでしたら、私は入れても違法ではないというふうには考えております。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 まさに必要性について、具体的にどういうことがというのがもう一つわからないので、

必要性がどうかというのは判断が難しいのですけれども、さっきのお話で、会津若松の場合、政治倫理審査会のようなテーマをやりましたし、目黒区は、あれは政務調査費の使い方か何かだったと思うのですけれども、こういうテーマでやる時には、こういう附属機関に審査してもらおうといいのだという、その具体例が考えられるものがあればちょっと教えていただきたいなど。この審査会は、何かテーマがあったときにもうけるというケースと、もう常設しておいて、その議会の運営そのものについて絶えずアドバイスをもらうというやり方があるのかと思うのですが、どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 私が皆様の議事録を見て、これはもしかしたらということがちょっと思ったのが、イの中で、情報公開の審査会について、結局は市長が設置するものについて、議会もそれに諮問したというふうな御発言があったと思うのですけれども、例えば政治倫理もそうなのですけれども、情報公開もそうございまして、例えば議会で独自にそのような、やはり自らのことに対して審査を求めるような場合におきましては、それを市長など執行機関に求めるのではなくて、議会独自で審査会を求めるというのは、これは理にかなっているだろうというふうには私は考えました。

ただし、またこれを常設いたしましてずっと諮問するというのは、これは法の目的とは外れると思います。皆様はやはり市民の代表でございますので、市民の代表の皆様がやはり決定していただくというのがその地方の議会制民主主義の真髄でございますので、そちらも鑑みていただくと、やはり特定の事項につきまして、かつ例えば審査会などを設置する目的がある場合に関して、この附属機関というのは有効に働くのではないかなと。で、会津若松や、例えば情報公開審査会などはあってしかるべきなのではないかというふうには考えております。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 今皆さんから御意見出ているのですが、実際草間研究員さんのほうからお話があった、自治体で設置されていると、条文に入っていると。それが現実、歴史ももちろん浅いものですから、実態としてはどの程度なのか。いわゆる動いたのか、動いた経緯はないのかどうなのか、教えてください。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 会津若松市におきましては、この政治倫理審査会を動かすというふうに聞いております。ただ、三重県におきましては、この附属機関を使いまして何かをするというのは、まだ運用事例はないというふうに聞いております。三重県の場合も、附属機関つくったのですけれども、ほとんど参考人や専門的知見のところでおさまってしまうような事例が多いというふうな形でございます。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 そういうような実態のようですので、今回その100条の2項ですか、この関係で専門的知見導入が認められたと。その範囲がどの辺までやれるかによるのではないかなというふうに関

ますよね。だから、附属機関として、必要であれば条文にその都度入れていってもいいのではないかなと思う。ただ、条例ですから、途中から入れるとなると議会の議決が必要になってきますから、どうなのでしょう、非常にこの辺微妙な範囲ではないかなと思いますが、もうちょっと皆さんで考えてやるしかないですね。ありがとうございました。

松野豊委員長 意見交換はちょっとこれからしますので、質疑は一通りよろしいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 聞きたいことは、政治倫理条例については流山市も、この前も話ししましたけれども、実際に議員の政治倫理条例だということで、それを審査するのが議会でやれないのはおかしいのではないかという議論がその当時あったものですから、ちょうど会津若松市のような状況ですよ。私聞きたいのは、例えばこれからいろんな議論の中で、議員報酬を議会で決めるべきだという議論がありますよね。今流れはどうなっているかという、市長部局の報酬審議会で、議員だけではなくて、いろんな特別職の報酬も含めて審議会でやって、諮問して、答申しているのですけれども、それを例えば議会の議員の議員報酬を議会で決めるということで、その附属機関を設置して、そこに専門家や市民が参加をして諮問するというふうな形は考えられると思うのですけれども、その点についてはどうですか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 あくまで個人的な見解としてなのですけれども、またこういった報酬に関しても、やはり議会のことは議会で決めるという議会基本条例の制定の流れもそうなのですけれども、という流れは確かにあろうと思います。またそれが市民の皆様にご納得いただけるかどうかという御議論は別のものとして、それは議員が議員の報酬を決めるのかという議論は別として、確かに議会基本条例制定の流れもそうなのですけれども、議会のことは自分たちで決めていくという流れは、これはとめられないだろうというふうに私どもは考えております。

以上です。

松野豊委員長 質疑は一たんよろしいですか。またちょっと議論して、これから意見交換したいと思いますが、意見交換されていく中で随時疑問が出てくれば、また草間研究員のほうに御質問いただいても構いませんので。

少しフリーディスカッションというか、ざっくばらんに皆さんと意見交換をしたいと思いますが、ちょっと今までの質疑のやりとり、整理をさせていただきますと、ちょっと画面に出しましたが、まずは執行部の附属機関、附属機関ってそもそもどういうものかというのをちょっと御説明をさせていただきたいと。意見交換するに当たって御説明させていただきたいと思いますが、地方自治法第138条の4の3、ちょっと読み上げます。普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関について

はこの限りではないということで、流山市の例規集にもございますけれども、流山市の場合は、例えば流山市総合計画審議会、あるいは流山市男女共同参画審議会、流山市行政区域制度審議会とか、入札審査会とか、もろもろございます。先ほど乾委員から出た報酬審議会なんていうのもここに入っておりますが、こういう形で審議会を設けることができることになっています。

多治見市と総務省の議論を整理しますと、一つは多治見市は特区申請をしたということです。議会基本条例を多治見市が例えばつくるから、この中に附属機関という文言を入れていいかというお伺いを立てたわけではなくて、多治見市の場合は総務省に、専門的知見が入れられるように法律は変わったけれども、議会に入れられるように変わったけれども、さらにそれを一歩推し進めて、行政改革特区の申請を自治体としてして、特別区にして、多治見市においては議会が附属機関を持つようにできるということを申請したのです。その議会基本条例の中に、項目に盛り込むということではなくて、多治見市そのものが議会にも附属機関を置けるようにということではできないかという申請をしていて、そのときに総務省は断りましたと。

断った理由の主立ったものは、先ほど草間研究員からも御説明がありましたが、ここにホームページ、多治見市でも出していますが、多治見市が断られたので、総務省からそれはだめよと却下されたので、多治見市から総務省にこういう質問をしています。専門的知見の活用と附属機関とに違いがあるのであれば、その相違点について回答いただきたいと。で、総務省の回答が、先ほど草間研究員からもございましたが、議会は住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関である。つまりその構成員である議員自ら多様な意見を議会に反映させる責務を負っているものであり、その機能を附属機関にゆだねるのは適当ではない。恐らく逆説解釈をすれば、執行部が附属機関を設けて審議会で学識経験者とか市民の代表の方を公募して審議会委員から意見を吸い上げるのは、要するに執行部の運用上の参考のためだと。だけれども、議会が附属機関をとったら、議会はそもそも市民の代表ではないかと。いろんな知識を持っている人が集まっているわけではないかと。だから、恐らく総務省としては、議会そのものが附属機関みたいなとらえ方をしているのかちょっとわかりませんが、このように答えています。専門的知見の活用は、議会における議案の審査に関し、専門的知見の活用が必要となった場合に、一定の調査研究を行った上での報告を求められることができるよう、学識経験者等に専門的事項にかかわる調査をさせることを法律上明確に位置づけたものであり、附属機関とはその性格を異にするものであるというのが、これは多治見市との、特区にするかしないか、特別区にするかしないかのやりとりの中での総務省の見解です。

現状としては、三重県と会津若松市は、いわゆる特区申請ではなくて、自分たちがつくった議会基本条例の中に附属機関ということを設置できるという見解を示しているという整理ですが、流山、当市はどうするかというところで、意見交換をできればと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 私は、附属機関を設置するという内容は盛り込まなくていいと思います。総務省が言っている点は非常に重要だと思うのです。なぜ設置しないのかということ、言っている点は重要だと思うのは、議会が附属機関を設置して、そこで一定の審議をやってしまったときに、やっぱりそこに支配されるというか、それを無視した議論の結論が出せない状況になってしまうと、やっぱり議会の権能は一体何なのかということになってしまうので、物によってはというか、例えば政治倫理審査会だとか、それから情報公開請求に対するものとか、そういうものについてはある程度、今市長部局にゆだねていること自体はちょっとおかしいということがあるので、そういうものは一定の合理性があるのかもしれないのだけれども、いわゆる当局のように附属機関を設置してあるということはやっぱりよくないというか、議会としてはあるべき姿ではないというふうに私は思いますし、そのために、設置しても三重県では実際に具体的には動かない。それから会津若松市も、特定の政治倫理条例をやるからということではしか使えないというか、そういう中身だと思うので、そういうことだったら、今流山で新たにそういう政治倫理条例も一応あるし、そういう形はあるので、今の段階ではこれを入れる必要はないというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私は、やはり議会基本条例も含めて、これはいろいろ議論した上で、やはり自治法とか、あるいは憲法とかございますよね。それをぎりぎりの線で、やっぱり前進を続けていく必要があるのではないかなと、そういうふうに思っています。実際問題、二代表制といっても、実際問題は、市長は今1,000名の職員がいるわけです。その上に、やはり附属機関を持ってこれをやってきているわけですね。我々議会は、確かに個々人の能力はすばらしい人もいますよ。また、いろんな人がいると思うのですが、その意見は意見として交換してやっぱりやっていく必要があると思うのだけれども、その前の段階、やはり執行部の提案に対してもきちっと対応し切れないという面が往々にしてあるのだよね。そういう面では二代表制の、しっかりと議論をして1つの結論を導くことが、今現在では不足しているのではないかと。

私はそういう意味では、専門的知見も含めて、やはり附属機関も頭に据えて今後はやっていくべきではないかなと。これは、附属機関というのは常設ではございませんからね。一つの問題性があつたときにつくるということですから。これは先ほど言いました倫理条例の問題、あるいは情報公開、あるいは今後合併問題とか、いろいろ重要な問題も出てきているわけですね。近々ではそこまでやる必要はないと思うのですけれども、今の段階では。ごみの有料化の問題もありますよね。そういう問題も含めて、やはり私はそういうことをしっかりと認識した上でつくるべきを、入れるべきをしたほうがいいのではないかなと。これは、私はそのほか議会基本条例の中で、自治法とかいろいろな問題でございますけれども、国会とかございますけれども、それにとらわれたのでは、流山市の議会基本条例というのは確立しないと思っているのだよね。だから、一歩進んだところである程度やっていかないといけないのではないかなというふうに全体的にも考えていますし、私は提案と

して、流山市独自のということで、3点はもう行っていますしね、今回ね。だから、そういう意味でとらえるならば、この件に関しても、これは今すぐ結論ではなくて、いろいろ議論した上で、専門的な知見を大いに利用するのですけれども、その上にさらに附属機関ということも考えてもいいのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 私は設置するものとするではなくて、設置することができるというふうにしておけばいいのではないかと。必要に応じて設置すると。それで、具体的には今まで事例として草間研究員も言っておられた政治倫理の問題とか情報公開とか、それはあるのですが、さっき乾さんが言われた議員報酬とか議員定数とか、こういった問題も議員が自分で決めるというのはおかしいので、そういう専門的知見の意見あるいは市民の意見を入れて、そこで一つの提案をしてもらって、それを参考にするということで、やっぱりそういう附属機関を設置することができるという項目を入れてもらいたいというふうに思います。

松野豊委員長 では、高橋委員。

高橋ミツ子委員 草間先生のアドバイスも受けながら、この市民協議会の設置について、私なりにも考えてきているのですけれども、私は当初は必要ないという考えでおりました。なぜかという、流山市は今までの説明の中で、多治見市なんかの場合とかというか、多治見市は却下されたにしても、会津若松市もそういう政治倫理条例等含めてというか、一緒に設置を試みたとか、三重県も設置することが条例でできるというふうにやっているわけだけれども、流山は政治倫理条例はできていますよね。そういうことも踏まえ、それと専門的知見の活用ということも試みて、今お世話になっている草間先生もここにいるわけです。

そういったことを考えていくと、今早急にやるべきことというのがあるのかなと。将来的には、また先ほども酒井委員もおっしゃっているように、乾さんもおっしゃっているように、議員定数の問題とか、あるいは報酬の件については、また別の分野で審議してもらおうほうがいいだろうと。市民の声を十分に反映したほうがいいだろうというふうに思います。しかしながら、議会基本条例を策定しようという私たちの今の状況、これをよく考えていくと、やはりそれぞれ個性があったり、知識も不足の人もいれば、十分お持ちの方もいらっしゃるというところで、差はあるけれども、やっぱりできるだけ努力し、意見交換をする中で、民主主義的にやっていくということが今大事なのではないかなということからしますと、私は当初は必要ないと思っておりましたが、置くことができるという表現を、さっき酒井さんおっしゃっていましたが、そういうふうにしておけば、大事な審議には加わられて、参考意見がたくさん出てくるということで、私たちがそのほうがいいのかなというふうに今は考えております。

以上です。

松野豊委員長 田中委員。

田中美恵子委員 いろいろとお話を聞いていますと、やはり他市のことはたくさん出ております。ですけれども、やはり流山は流山の本当に主体にして考えていくと、私はやはりこの附属機関を置くということに対して専門的知見を、そういうことは必要に応じて取り入れていったほうがいいのではないかと思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私は、やっぱり本当に今必要かというレベルで考えるべきだというふうに思います。なぜかというと、さっきも議員が十分な知識を積んでいないとか、いろいろ市長部局は専任のという話があったけれども、やっぱりまだ議会のいろんな審議のためのものを使っていないのですよね。例えばごみの問題にしても、参考人質疑だってあるわけです。専門家の声を聞いて、そして市民の声を聞くということは、公聴会というもともとのそういう議会の仕組みがあって、何もその1回の議会で決めなくていいわけだから、そういったものを十分に駆使していけば、専門家の意見だとか、それから市民の声を反映させることができると思うのです。そこをやっていなくて附属機関という議論は、僕はないのだろうというふうに思うのです。やっぱり附属機関ということ、参考人だとか、そういう議会のステージそのものであれば、個々の議員がきちっとやっぱり責任、それぞれを判断してどうするかということが問われるでしょう。それを附属機関で一定の答申が出てしまうと、そこにやっぱり附属機関の結果が出ているからということがどうしても出てこざるを得ないので、私は今本当にこれが必要だということがなければ、この段階で入れる必要はないというふうに思います。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤寛委員 皆さんの意見出て、私も今いろいろ悩んでいますけれども、ただ今回、専門的知見が取り入れられたということが、やはりこれは大きな前進なのです。附属機関といっても、常設の附属機関をつくろうとしているわけではないのだと私は思うのです。そうすると、単純にいろいろな問題が発生した段階でつくるとなると、人選から始まって、非常に大変な、時間的ロスが出てくるのです。だから、専門的知見をうまく利用するなり、もちろん先ほど乾委員からも出ましたが、市民の意見聴取、参考人招致とか、そういうものを生かしていけば、縛られることなく、もうちょっとスムーズにいくのではないかなという感じします。ただ、置くことができるのだったらつくらなければいいのですけれども、それだと条例に入れた意味ないのです。だけど、必要性の問題も絡んでくるから、必要であるとなったときにどうしても必要であれば、入れたらどうでしょうと私は思うのですけれども。

松野豊委員長 ちょっと整理をさせてください。まず、今議論しているのは三重県や会津若松市のように、例えば三重県であれば附属機関の設置ということで、議会は附属機関を設置することができる。ちょっと中抜きますけれども……ちゃんと読んだほうがいいか。議会は、議会活動に関し、審査、諮問または調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関

を設置することができる」と三重県は規定しています。会津若松市の議会基本条例では、議会は審査、諮問、または調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる」となっているのです。

今の皆さん意見交換をさせていただいている議論というのは、では流山市で附属機関の設置というものを議会基本条例に入れるか入れないかなのですが、ちょっと仮置きですけれども、これは別に決定ではないのですけれども、ちょっと議論を整理するために、では附属機関を流山市議会に入れるか入れないかの目的というのは、議会がより多くの市民の意見を聞く機関を正式に設けることができるということを議会基本条例の中でうたうかどうかということで、もうちょっとかみ砕くと、理由としては、これは私の私見ですが、議員は市民の代表ではあるけれども、情報化が進んで、価値観が多様化している中で、市民の声をすべて拾うことには限界があるから、確かに前提は、要するに議会というか、議員は市民の代表なのだから、より多くの見識と意見を持っていなければいけないという前提はあるのですが、それには限界があるので、要するに附属機関の設置も場合によってはできるというふうにしてはどうかという議論だと思うのですが、さらに突っ込むと、その附属機関だった場合ではなく、附属機関を入れなくても、乾委員が先ほどからおっしゃっているように、専門的知見とか参考人招致で、市民の方なり学識者を議会として呼んで、何かの会議体で呼んで、それを正式な議事録に残すこともできます。ただ、ある程度制約が出てくる。例えば市民モニターとか市民協議会という形で、例えば附属機関というものを条例内に入れなくて、市民モニターとか市民協議会を例えばこの特別委員会が招集をかけたということになると、つまり公式で、要するに条例の中に附属機関ということが入っていて、その条例に基づいて、附属機関として市民モニターや市民協議会というのを特別委員会が招集をかけていけば、公式なので議事録にも残る。で、附属機関という形で招集をかけないで、市民モニターという形で募集をしていたら、非公式なので議事録は残らない。単に参考意見として皆さんの意見を伺うという違いになってくるのかなと。

ただし、市民モニター、市民協議会という形で条例に位置づけなくて呼んだ場合は非公式になりますけれども、乾委員がおっしゃっているように、専門的知見であるとか参考人招致という形で議会が招集、例えばですけれども、この特別委員会が参考人招致で市民の方をお呼びして意見を聞いたという場合には議事録に残せるということで、多分将来的に、もし入れる入れなくて変わってくる部分はそこかなという気がしますが、またちょっと重ねて……事務局、違う。僕の見解、違うかもしれません。

草間研究員。

草間研究員 今御議論いただいている、市民の声を拾うことについて附属機関を設置するということは、これは結構グレーゾーンからレッドに行ってしまう可能性が非常に高い議論でございます、要するに総務省が何でノーと言っているのかということ、要するに市民の代表である方が、また公式な機関として、公金を使って、また選挙で選ばれていない方について意見をいただくということに

ついて、合議体としての議会の権能が落ちてしまうということを言っているわけでございます、これで例えば市民の意見を聞くために附属機関を設置するということでここで運用してしまうと、これはどこの議会も実はやっていないところで、ほかの議会が、まだ違法と言われていないところが、実は専門的な知見というか、その専門性を議会にも高めようという議論の中で、その附属機関という議論が出てきているところがございますので、市民との意見交換というのは、皆さんも市民と議会の関係でこらはうたっているところがございます、これを附属機関の議論に持ってきてしまうと、ちょっと危ない可能性があります。

松野豊委員長 では、高橋委員。

高橋ミツ子委員 それで今私もちょっと気がついたのだけれども、委員長が今説明してくださっていることの中で、私たち議会の、先ほど言ったように、報酬とか定数なんかは、私たちが勝手に議会で何々で決めてしまうというのは余りよろしくないから、そういう場合は附属機関を急遽設置して、市民の意見を反映させようと、聞こうということはよろしいと思います。で、一例が出たのが、例えば今執行部がごみの有料化を目指していると。するかしないか別として、今大分説明会に回っていると。こういうことをまたほかの部分で、例えば自治基本条例でもそうですよ。議会として今度は市民の声を聞いて、執行部と二元代表制だからとやってしまったらどうなっていくのかな、議会って一体何だっかって。これはただそれだけではなくて、ほかのこともそうですよ、賛否をとるのに。それが議会は、住民から選ばれた議員は住民から選ばれた代表者だから、その自覚をしっかり持った上で市民の声をより多く聞いて、ここの場でその人なりの声で反映させていけばいいのではないかと。結論は民主主義です。

松野豊委員長 ちょっと待って。先に乾委員。

乾紳一郎委員 ちょっと議論を聞いていて気になるのは、専門的知見と附属機関を同列というか、同じように置いてはおかしいです。専門的知見はなぜ、市の附属機関になると、合議体になるのですよね、その性格は。そうすると、専門家が何人かが集まって合議体で、しかもそれは諮問したら、やっぱり答申を出すのです。一定の専門家の議論というのがあって、その答申というのは、ある意味では重いですよ、非常に。そういう意味で、では専門的知見の場合は、ある特定の研究機関にいろいろな意見を聞くというふうな形、そうすると議会の主体性というものがやっぱりどうなのかという問題が出てくるので、私は附属機関というのは非常にやっぱり難しい部分もあるというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私、附属機関というのは将来も含めて、やはり議員としての二元代表制を守るためにはどうしたらいいかということ、議会基本条例策定する上でも考えていかなければいけないと。現状維持ではだめですよということを言っているのです。

それで、乾さんが言われましたように、いろんな権能がございますよと。しかし、実際問題は使

っている人と使っていない人がいる。うちの会派でも、例えば、私正直に言いますよ。政策だと言われているけれども、今までは条例出されていても、何されていても、全然検討しないで出ている議員がいっぱいいるのです。だから、我々はきちっと議論をして、この問題については、これは賛成か反対か、どういう理由でやっていくかと。そういうことをやってきているのです。だから、私は将来的にも二元代表制を深めるためには、現状のままでいいということを行っているわけではないのです。私は一歩進んで、そういうことも含めて、やはりきちんとやっていくような形でやっていったほうがいいのではないかなと。

二元代表制というのは、今力関係見ればはっきりしているのだよ。それで、議員が幾ら勉強して、どれほどの知識があるというのだよ。私は、極端なことを言いますよ。極端なことを言いますけれども、限られていると。いや、党派でやっているというのも、うちの党派でもやっていますよ。だけど、限られて、いろんな意見を聞いたり、あれをやって駆使してやっているのです。だからそういう面も含めて、二元代表制をさらに深めるため、あるいは議会基本条例をやるために、執行部との、私は敵対ということは言っていないけれども、きちっとした議論を展開し、議会でも条例を出すようにするためには、立法をするためには、将来も含めて、今までの権益の利用も含めて、きちっとうたっていったほうがいいと。これは何回も言っていますけれども、常設ということを行っているわけではないです。必要な場合やるということですよ。私の考えでは、さっきごみの有料化なんか言ったけれども、将来的には、皆さんの合意が得られれば、流山市の争点であるいろんな問題も、そういう附属機関を使って将来的にはやっていく可能性もあるのです。そうしないと二元代表制の意味がないと、私はそういうことを思いますので、附属機関は、これは置いておいたほうがいいと。これは常設ではないですよ。盛り込んでおいたほうがいいと。

松野豊委員長 では、高橋委員。

高橋ミツ子委員 すごい熱意でお話しされて、と同時に、こちらもちょっと見ながらいるのですけれども、戸部さんは二元代表制で、どっちとっても負けてしまうと、議会は。そういうことをおっしゃっていますよね。負けてしまうというか、力関係……。

戸部源房委員 執行部に附属機関を置けるのに、議会には附属機関が置けないのが、二元代表制で考えるとおかしいだろうということ。担当者が1人というわけですか。その等々はいいいけれども、いろいろあるけれども、執行部に対して具体的な条例の問題一つとっても対処できないのが現状だと。条例は、これ本当に難しいですよ。条文の問題とか中身、書き方はさまざま、大変だから、そういうときには知見者を活用すれば私はいいのだと思えるのですけれども、どうもこの執行部と議会とのハンディといふかな、差があるような会話をしているわけですから、それに負けられないようにできないのでしょうか。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 実際問題は、一般的には執行部は1,000名の行政マンがいます。それから附属機関が

あって、きっちりと出してきますよね。これは、ごみの有料化の問題もすべてそうですね。答申もいただいて、こういう理由でということを出していますけれども、それはだめですよということを出しているわけですからね。

それで今までは、議員は今まで、私ははっきり言いますよ、こんなの初めからかなわないのだから、市民の言葉で対立すればいいのではないかなと。そういう中で接点があるのではないかとことを言われていたのです。ただし、そうではなくて、これからはまともに政策論争をなさないと。随分変わってきましたよね、前とはね。これがさらに進んで、議員は立法権があるのに、なぜ駆使しないのだということまで来ているわけですよ。だから、そういう意味では、私は今までの議員の、あれから皆さん勉強していますよ、向上していますけれども、まだまだそこまではなかなか無理ではないかなと。ですから、私は議員の権利を駆使するとともに、将来的にもはっきりと定めて、見えるような形であらわしておいたほうが、二代表制の基本的なあれが明確になってくるのではないかなと。それで、議員もそれに基づいてやっていく必要がある。

それでこれは、私はそうなのですから、これは各党派でどうのこうのでもないもので、実際問題は。流山市のことですから、流山議会のことですから。だからある程度、これからは我が党はということではなくて、流山市のためにどうなのか、これを徹底的にやって、テーマを決めて、附属機関も利用する、あるいは立法権たるものも我々が独自につくっていく、あるいは行政とも、これはきちんと行政から出てきたものを修正案をばちっと出すとか、あるいはただ単に否決だけではなくて、もう前進的に考えてやっていくような形で持っていくべきではないかなと。そういうことを考えると、今までのことだけではなくて、一歩進んでですね。幸いなことに、附属機関のことは自治法には書いていないということがございますので、一部の自治体ではこういうことを置いてあるので、こういうことをはっきりと流山市もうたって、こういう議員にも、あるいは行政にも明確にすべきではないかなと。議員もこれから向上すべきではないかなというふうに思っています。

松野豊委員長　そろそろ終結したいのですけれども、ちょっと今ここやりとりしているので。

高橋委員。

高橋ミツ子委員　ありがとうございます。本当に先進というよりも、先に一歩進んでやっていこうという心構えはもちろん素晴らしいと思うのです。執行部は附属機関をいろんな形で置いてあることも事実、何千名の職員がいて、ちゃんと二代表制の市長をしっかり守っているという、一緒にやっているということは当然よくわかるのだけれども、では議会は条例提案、政策論争、あるいは議案の提案されたときの中身の審議等々いろんな仕事が出てくる。だけど、そんなに幾つも条例提案とか、政策論争は十分ありますよね、あると思うのですけれども、そのために附属機関を置くということでしょう。置いておいたほうがいいということですよ。

戸部源房委員　違います。将来的にと私は言っているのですよ。

高橋ミツ子委員　将来にしても置くべきだという方向は、そこら辺でしょう。今私なんか思うのは、

もちろんこれからはどんどん条例も議会が率先して提案していくと。流山も二、三やっているけれども、すばらしい皆さんの努力と私は思っています。けれども、議会は執行部がさまざまな機関の声を聞いてきて、答申が出たところを、議会として議案なりなんなり提案されたところをチェックするのが議員の仕事であるとするならば、そのチェックを、今までの会派とか等とかいろんなことを、出されたままオーケーで、ないないでやるとか、そういうことでなくて、きちっと議論を重ねた上で、それではこうやるしかない、結論が例えば有料化の問題だってこれからはなと思えますけれども、そのチェック機能がきちっと果たせるような勉強をすれば、私はまずそっちのほうが大事だと思っているので。

〔何事か呼ぶ者あり〕

高橋ミツ子委員 だから、将来的に必要なときに置くということには私は反対ではないのだけれどもね。そういうことで、まだちょっと進み過ぎてしまうのではないかなと思ったりもするというのが、私の今戸部委員に質問した後の感想です。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 戸部さんは、附属機関が一つの何かキーポイントみたいな言い方をするので、ちょっとそれではないでしょうと。全体として、やっぱり議会の改革をどう進めるかということの一つの問題であって。

それで、私も言ったけれども、附属機関の設置というのはやっぱりいろいろ考えなくてはいけない部分が出てくると思うのです。それで、例えばちょっと極論で理解して、こういう理解はよくないのかもしれないのだけれども、条例をどんどんつくるために附属機関つくるかということ、そんな附属機関の設置の仕方はないですよ、ある意味で言えば。それは附属機関ということではなくて、さっきも草間さんが言ったように、運用の中でいろんなことが試みられているわけでしょう。その議員の政策能力、立法能力を高めるためのいろんな仕組みというのはあるわけだから、そういうものを駆使しながら、やっぱり立法権をどう充実させていくかということもできるわけなので、私は附属機関にこだわる必要はないというふうに思います。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 乾さんにもちょっと質問をしながら、僕の意見も述べさせていただきたいと思います。

まず、僕が議員になって5年間の間で、すごい皆さんからいろいろ教わってきた中で、流山市議会の改革というのが非常に進歩が早いというか、スピードがすごい速い状況ですね。例えば議員の仕事の中では、公聴会等を利用しながら市民の意見も聞くすべもあるし、それを活用していない議員も多いのではないかというようなことも言っておられましたが、なかなか無所属であったり、党に所属していても、党からの指導というのが地方議員にはなかったり、あるいは勉強をしていく中で、自分の研究能力というか、そういうのが若干スピード的に、やっぱり28名の議員すべて同じラインではいけないと思うのです。今回専門的知見が流山市議会では導入されましたが、今から二、

三年前でしたら、そういうシステムが、地方自治法が変わって導入されるという情報というのが、正直僕のところには入っていなかった状況もあります。

地方議会の改革というのは、スピードが10年前、15年前と比べて非常に早くなっているのです。できたら、酒井議員が言っているように盛り込むことが、設置することができるというような盛り込みを入れておいて、今後の活動の中でどうしても必要になった場合には、またみんなで議論をして、どういうふうに設置するのか、あるいは今回見送るとかということで、とりあえず条例制定してから1年後に、また条例を改定しなければいけない現実に来てしまう可能性がある、将来的にはもしかしたらほかの市議会でもどんどん附属機関を設置することが出てくる可能性もある問題ですので、流山市議会としては入れておいたほうがいいのかなどは思うのですけれども、いかがでしょうか。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 問われているので質問しますけれども、私も別に入れる入れないの問題ではなくて、ここの議論が非常に、やっぱり本質の議論ではないと思っているのです。附属機関を置く置かないということについては、もっとやっぱり、私たち自身が議会として附属機関を置くことの意味、例えば政治倫理条例で、それは要するに政治倫理条例に違反するかしらないかということ、識者がそれをチェックするとかって。情報公開条例だってそうでしょう。公開請求出てきたものに対して公開するかどうかという審査会、不服審査が出てきたときに、そういうものについてはわかりやすいですよ。でも、政策的な問題で、いろんな立場の人がいて、それで附属機関をつくっていく、それで附属機関で専門家たちがそこで議論をして、一定の結論を出す。それが議会に出てきて、出てきてといっても、正式には出てこないのですけれども、それで議論をするということが、個々の議員のやっぱり役割というのが、そこでちょっとゆがめられてくる可能性があると思うのです。そこら辺のところはもっともっと議論をしなくてはいけない部分だし。

それと戸部さんが盛んに言っている、議会が、あるいは個々の議員が力をつけるということは、附属機関ではなくても、それは当然のことなのです。その仕組みというのは、これまでも市民との間ということ言えば、議会報告会をやろうとかという議論も当然入ってきているわけだし、それから私たちも参考人制度をもっと活用しようとか、それから専門的知見を今回入れたこと自体は、私はそれは評価しています。ただ、この議会基本条例でということについては意見ありましたが、そういうことだというふうに思うので、そこは今の議論だけで済ませようという、またやっぱり議論しなくてはいけなくなってしまう。

松野豊委員長 ちょっとこれだけで、非常に今いいというか、ある意味深くて広くて議論しているのです、もう1時間ぐらいこれだけでやっているのですけれども、そろそろとりあえず今日の時点では集約をしたいのですけれども、今乾委員もおっしゃったように、事の本質の議論というか、皆さんいろんな意見がある中で、乾さん冒頭におっしゃいましたけれども、その入れる入れないについて

は、別に絶対入れないとかということではないと。

ちょっとこれ、一たん今日のところはこの辺で収束しておいて、また後日ここは協議したいと思うのですが、その際に、要するにここでは附属機関という言葉だけになってしまっていますけれども、専門的知見もあるわけですし、参考人招致というのもありますし、あるいは第三者機関というものもありますので、ちょっとこの辺、基本的な情報、例えば第三者機関と附属機関は何が違うのかとか、この辺を一たんちょっと事務局と正副でまとめますので、一覧表か何か、皆さんがもうちょっと議論していただくために必要な基本資料をちょっと、次回というか、21日は、あさっては、次回はちょっと日が浅過ぎるので、間に合うかどうかわからないのですが、ちょっと一回条例に盛り込むか盛り込まないか、骨子案の議論するときまでに、その資料をちょっとまとめてみます、一回。確かに乾さんがおっしゃるように、その附属機関を議会が設置するということは、一つ気にしておかないといけないのは、我々の、それから高橋委員もおっしゃっていましたが、議員であることを否定するというか、危険性もはらんでいるので、その辺も含めて、ちょっと資料1回整理しますので、資料というか、その必要な、繰り返しになりますけれども、附属機関とは一体何なのかとか、あるいは第三者機関って何かとか、専門的知見って何かとか、その辺を含めた上で、もうちょっと深いところで議論した上で、現時点では一応附属機関も盛り込むという結論にしておいて、盛り込む方向で今後検討するという整理をさせていただいて、骨子案のときに少し、もうちょっと深い議論をしていくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、今3番の協議事項の(1)をやっておりますが、以上にしたいと思えます。暫時休憩します。再開は11時としたいと思います。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

松野豊委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、次第の3番、協議事項の(2)番、これまで議論してきた盛り込みたい条項についての確認をします。ちょっと時間の関係もあるので、今日は再議論ではありませんので、確認です。今までの議論の積み上げの確認だけ、ずっと番号順に、A3の資料を見ていただければと思いますが、確認をしていきます。

まず1番、執行部との関係、一問一答、反問権等々の項目については盛り込むということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 2番、法96条の2項の議決事項の拡大についても、これも盛り込む方向で検討するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 3番、政策提言、議員の積極的な条例提案、これも盛り込む方向で検討するという
とでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次のページ、4番、議会報告会、市民対話集会、議会の説明責任というこ
とで、これも条項に盛り込んでいく方向で検討するということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 5番、議員報酬、議員報酬についても盛り込む方向とし、条文整理で再協議というこ
とでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 6番、参考人制度及び公聴会制度、これも盛り込む方向で検討するということによ
ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 7番、市長による政策形成過程の説明事項、盛り込む方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 8番、議員間の自由討議、議員同士が自由討議をできるという内容のことも条例の骨
格の中、条項の中で盛り込む方向で検討していくということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それで9番、議会と議員の自己評価、今回の条例には盛り込まないが、今後議会の検
討課題としていくということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 10番、議員定数、議員報酬の見直し、これは盛り込む方向で検討していくと。報酬に
ついては5番で協議済みと。2枚目ですけれども、議員報酬というところで先ほど説明した部分で
すね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それから11番、政務調査費、これも盛り込む方向で検討していくと。ほかに条例を定
めるなどの委任条項とするという御意見が出ておりました。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 12番、議員の身分、待遇、政治倫理、これも盛り込む方向とすると。ただし、合意形
成は慎重に皆さんで議論をしていきたいと思いますということになっておりました。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 13番、市民参加一般会議、これも盛り込む方向で検討するということよろしいでし
ょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 14番、情報公開、これも盛り込む方向で検討するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、15番、議員の自己研さん、これ12番とかぶりますが、12番等に集約し、表現して盛り込む方向で検討するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 16番、議会、議会事務局の体制整備と強化、盛り込む方向で検討し、議会事務局の体制整備については表現を慎重にしていきたいと思いますということでした。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 17番、政策の調査研究のための機関。16番、前のこの議会、議会事務局の体制整備と強化に含めて盛り込むという方向で検討していくと。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 18番、文書質問、これも盛り込む方向で検討していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 19番、その他、これは地方議会の現状、憲法、法律、条例、規則、会議条例ですね。横須賀市議会のような会議条例、規則という組み立てにするかどうかということは、条例骨子の議論で、条例骨子を一回皆さんにお示ししながら、議論していく段階でもう一度再協議というか、整理をしていきたいと思いますということでした。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 20番、市民と議会の関係、これも盛り込む方向で検討していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、21番、最高規範、議会の最高規範とするか、議会運営の最高規範とするかというところは、まだ最終的な結論が出ていなかったように記憶していますが、最高規範性ということについては、表現は後々検討するとして、盛り込む方向で検討していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次のページ、22番、議会運営の原則ということで、こちらも盛り込む方向として、表現は骨子の段階で再度議論しましょうということでした。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 23番、議員研修の充実強化、これは12番と15番と23番を一本化して成文化していくということになっております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 24番、議会図書室の設置及び充実と市民開放、これも盛り込む方向で、表現はまた別として、検討していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 25番、議員研修の強化、先ほどの23番同様です。12番、15番、23番を一本化する方向で成文化していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 26番、議会市民協議会の設置、これは再び議論、研究するという事で、もしかすると先ほど協議していた附属機関の議論とちょっと関連してくるかと思いますが、もしかするとどうか、もしかではなくて、関連します。ちょっと今日も議論は煮詰まっておりますので、再び議論をしていくということによろしいでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 これ、議会市民協議会という議論をしたときに、ちょっと何だかわけわからない話になっていたので、もう明確に附属機関についてという議論にしたほうがいいと思う。そうでないと、これよくわからない。

松野豊委員長 おっしゃるのもわかるのですが、例えば第三者機関とかというのもあったりするので、市民協議会に余り引っ張られる必要はないと思うのですけれども、附属機関だけでなく、例えば第三者機関とか、ちょっとほかにも全体的にあるので、一回ちょっと21日に多分示せると思うのですけれども、骨子案、ぱっと並べたときにもう一回、余り今現時点では限定しないで置いて、骨子案のところを見ながらその議論をする、次回以降の議論で少し、もうちょっと明確に、今乾委員の御提案のあったように、附属機関だけに絞って議論するかどうかというのは、ちょっと今日の段階では余り規定せずになりたいなという感じなのですけれども、よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 なので、そういう形で、ちょっと26番については再協議ということで整理をさせていただきたいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 27番、当選2年経過時に全議員取り組みテーマ一覧を発表（実績と予定）ということ、今回の条例には盛り込まないが、今後の議会の検討課題としていくということで、今日の時点はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 28番、議会活動への住民参画の確保、これも4番、13番、20番に含むということで、盛り込む方向で検討していくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 以上です。

酒井委員。

酒井睦夫委員 9番と27番については、条例には盛り込まないが、今後の議会の検討課題としていくというふうになっておりますが、実はこれは前回から私提案者として説明をしてきたわけですが、説得力のある話とデータがなかったためにこういう結果になったのですが、ずっと私この件について、いろんなデータを添えて、松野委員長のほうにもう一度検討してほしいという文書の依頼を出していたのですが、会派で今日それを正式に議論して、会派の了解が得られたら再度正式にそれを出します。しかるべき説得力のあるデータも添えて出しますので、申しわけないのですが、この2つの件についてはもう一度御検討いただくようになると思いますので、よろしく願いいたします。

松野豊委員長 そこについては、まだ正式に申し入れはいただいておりませんので、もし正式に申し入れとして、私委員長あてに申し入れが入れば、改めて次回以降の特別委員会でその申入書を正式文書として委員の皆様にお配りをして、再協議するかどうかも含めて協議はしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次にいきたいと思います。ちょっとこれも時間がもう、11時半までに終わらせたいので、次回以降に議論持ち越しますが、今日本当は皆さんと議論さらにしたかったのは、条例の形というか、つまり理念型にしていくのか、例えば京丹後方式というか、京丹後市のように理念型にして、その理念に細かい解説をつけて、詳細は運用基準で明記をしながらやっていくというものにするのか、それともいわゆる俗に言うフルセット型という形で、細かい詳細まで条例に含めてつくっていくのか、この辺を少し時間が許せば、皆さんと意見交換したいなと思っていましたが、ちょっと時間の制約上、今日は難しそうですので、21日に条例の骨子案を、実は今日午後ですね、特別委員会終了しましたら、正副委員長と事務局と草間研究員にもお残りをいただいて、1時半から少しその骨子案を皆様に、こんな感じでどうですかという示せるようなものを作成をして、21日の会議には皆さんにお配りできる形にしたいなというふうに考えています。その骨子案を皆さんに21日にお配りしたときに、少しその骨子案に入る前に、一度現時点での皆さんの御意見、議論を重ねていけば、当然皆さんの御意見も変わってくると思いますが、理念型にするのか、フルセット型にするのかを少し御意見をお伺いしながら、意見交換をした上で、骨子案の詳細を少し詰めていくという段取りで考えたいと思います。

この骨子案の作成については、今ちょっと申し上げましたが、正副委員長、事務局、草間研究員のアドバイスでまとめて、21日に皆さんに御議論いただくことについては御了承いただけますでしょうか。よろしいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 骨子案には、前文と、それから目的ですか、そこら辺も出てくるのですか。

松野豊委員長 入れる予定です。入れてお示しする予定です。

戸部源房委員 そうでしたら、前文と目的についても、基本的には皆さん同じなのでしょうけれども、これとこれは入れておかなければいけないということは、一回討議してもらいたいなど。

松野豊委員長 一たん全くゼロベースで議論すると、ちょっと議論がいろいろ混乱する可能性があるもので、一度あくまでも案として、21日にお示しします。その中で、皆さんに、この表現は要らないのではないのとか、こういう言葉入れたほうがいいのではないのというところは協議をしていただくというふうに考えておりますので、御了承いただければと思います。

それでは、御了承いただきましたので、ちょっと今日午後そういう形で骨子案をちょっとこちらで、ある程度のたたき台をつくってみて、21日に皆さんにお示しをして、御意見あるいは協議、意見交換していただくという形にしたいと思います。(2)番についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、(3)番、議会基本条例シンポジウムについて、10月4日に議会基本条例のシンポジウム、予定をしておりますが、これは今までの議論の中で、パネリストとファシリテーターについては正副委員長に御一任をいただけるという形になっていました。ちょっとお手元にチラシの原稿をお配りしておるわけですが、あとその当日のプログラム、時間の流れをお示しておりますが、これについてちょっと協議をしていただきたいと思います。事務局のほうから一たんこのチラシ案とシンポジウムのプログラムの中身について、少し補足の説明をいただきます。

それから、御報告になりますが、この場に傍聴者として御本人もお見えいただいておりますが、パネラーの市民代表については、自治基本条例市民協議会の代表であります江川さんに事務局のほうから御依頼をさせていただきましたところ、御快諾をいただきましたので、皆さんに御報告をしておきます。それから、この場をおかりして、江川代表には改めて御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、事務局、竹内主査、よろしく申し上げます。

竹内議会事務局主査 それでは、シンポジウム案から御説明させていただきたいと思います。

シンポジウム案ということで、日時は先ほど委員長がお示ししていただきましたように、10月4日午後1時半から4時30分の3時間ということでございます。事前準備は含めておりませんので、実際の開催は3時間ということでございます。場所が流山市生涯学習センター。開会13時30分、終了が16時半ということでございます。流れといたしましては、開会あいさつ、講師紹介までが通常のシンポジウムの流れでございますが、13時36分から基調講演でございます。講師は北川正恭先生にお願いを、内諾をいただいております。テーマにつきましても、今回お示しさせていただいておりますとおり、地方政府時代に求められる議会の役割、議会基本条例の必要性ということで、約1時間の御講演をしていただくことを予定しております。

次、10分の休憩を含めまして、14時50分から流山市議会改革の経過説明、流山市議会基本条例骨子案を松野委員長のほうから御説明をしていただく予定でプログラムを組んでおります。

続きまして、15時10分からパネルディスカッション、流山市民、議会、市役所の新しい関係、議会基本条例が目指すものを、仮設定でございますが、このようにお示しをさせていただいております。出演予定者、パネリストといたしまして、馬場議長、井崎流山市長、市民協議会の江川代表、議会基本条例特別委員長の松野委員長、ファシリテーターとして北川先生をお願いをしております。全体的な流れといたしまして、ディスカッション60分、会場質疑応答20分を予定しております。これを全体を含めまして、受付の入り口になるかと思いますが、条例案等に対する市民アンケートを回収をしていきたいと考えております。司会進行につきましては藤井副委員長に総合司会をお願いしたいと考えております。

以上が議会シンポジウム案についてでございます。

松野豊委員長 ちょっとチラシは後ほど御説明させていただきますが、竹内主査、ありがとうございますました。

若干補足の御説明をさせていただきますと、この当特別委員会の議論では、最終的には正副委員長にこの内容も御一任をいただいたわけですが、過去のこの委員会の議論の過程としては、当初はパネルディスカッションについては、コーディネーターというか、ファシリテーターは松野委員長がいいのではないかという御意見を皆さんからいただいておまして、当初はファシリテーターは私にしていたのですが、正副委員長と事務局の事前協議の中で、よくよく考えてみると、ファシリテーターという、いわゆる司会進行役ですから、司会進行役が当事者で果たしていいのだろうか。第三者に司会進行していただいて、当事者はパネラーとして、流山市の議会基本条例をつくるわけですから、むしろパネリストが当事者であるべきであって、司会進行は第三者であるべきではないかという議論がありまして、ここをちょっとチェンジ、変えさせていただきました。という経緯を、一応背景を補足として御説明しておきます。

このシンポジウムの時間的な流れと内容、出演者等々については、御意見ございましたらちょうだいできればと思いますが、いかがでしょうか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 ファシリテーターというのは、日本語で言うとどういうふうに言ったらいいのですか。どういう意味ですか。というのは、ファシリテーターって私のイメージは、こういう会議をやるときの事務局をやってくれる人をファシリテーターとしてやっている、自治基本条例の市民協議会なんかでもそうでしたけれども、こういう北川先生がファシリテーターというのは、私の理解では意外です。したがって、日本語で直すとどういうことになりますか。

それと、ちょっと確認ですけれども、パネリストとして流山市長というのは、これは井崎義治と、固有名詞でないはずいですよね。ほかの人みんな、馬場征興とか、議長ではなくてこうなってい

るわけですから。

それで、このパネリストのメンバーを見ると、議会関係だけ2人ということになるわけです。前回は議会の代表1人、行政代表1人、市民代表1人、それから学識経験者の北川先生と。それで、松野さんは司会という形ということで、パネリストではなかったわけです。これだと議会からパネリスト2人ということになってしまうので、議会代表が2人ですかということになって、私は今までの議会とちょっと違うので、それもう一回。市民から見ると、2人多過ぎないかというふうにとられるかもしれませんので、ちょっと説明をしてください。

松野豊委員長 まず、ファシリテーターですが、ちょっと画面見ていただくと、これちょっとインターネットで「ファシリテーターとは」と検索して、幾つかあるでしょうけれども、今一番上にヒットしたやつをぼんと出しましたけれども、例えばこのホームページはインストラクター、インタープリター、ファシリテーターと出ていますけれども、ファシリテーター、促進者、職場タイプ、体験学習、参加者自身の気づきを促すというふうに出ています。ファシリテーターとして求められること、外からの圧力では、人に……ちょっと違います。参加者の主体性を引き出すこと。つまりパネリストの主体性を引き出すこと、知識と体験を統合できるような素材の提供をすること、体験により大きな気づきへと導くこと、参加者自らが主体的に考えられるような援助をすること、状況を見ながら適切な介入を行うことというふうになっております。ちょっとコーディネーターも調べたほうがいいのか。コーディネーターという言い方もあるかと思えます。

それから、パネリストが、議員が2人になるというのは、事前の正副委員長、事務局の議論の中でも出ました。出たのですが、結論としては、これはまたあくまでも案ですから、ほかの委員の皆さんの御意見も伺えればと思いますが、議会基本条例のシンポジウムなのだから、議員が、議会の代表が2人出てもいいのではないかなということで、正副委員長と事務局の事前協議では、どうだろうということも議論の過程では出ましたけれども、2人出すのはどうだろうという議論の過程の中ではそういうのも出ましたが、一応案として皆さんにお示ししたのは、議会基本条例のシンポジウムなのだから、議会の代表である議長と、特別委員会の委員長が2人出ていてもおかしくはないのではないかなという結論に至って案をお示ししているということです。

ちょっと今ファシリテーターの件と、そのパネリストの件と2つあるのですが、まずファシリテーターの議論からしますか。ちょっと議論、2つ一遍にやるとクロスしてしまうので、議論が。なので、コーディネーターとするか、ファシリテーターとするかということなのかということかもしれませんけれども。

酒井委員。

酒井睦夫委員 無理に日本語に直すと、ファシリテーターというのは、私は事務局というふうに自分で理解していたのですよ。会議なんかやるときのね。だから、幾ら何でも北川先生を事務局というのは失礼だし、ファシリテーターというのはどうかなと。で、コーディネーターでも失礼でしょう。

この人リーダーで、基調講演される方ですから。だから。では、日本語に直すと何なんでしょう。

〔「司会進行役」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、ほかの方御意見いかがですか。だから、ファシリテーターにするのか、コーディネーターにするのか、司会進行にするのか。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 委員長の説明のときに、ファシリテーターというのが司会進行役ということでとらえて、第三者的に入っていただいたというような説明だったのかな。で、今求められることという中で見ると、参加者の主体性を引き出すとか、全体こう4項目ありますけれども、状況把握しながら、見ながら、適切な加入をしていくとかということであると、やっぱり司会進行役的であって、幅広く自分の意見を入れて、強調するのではなくて、周りの声をきちっと把握して、そこに入れ込んでいくというのか。そういう立場だから、言葉はちょっと私もよくわからないけれども、進行役的に、北川先生了解していただけるなら、それでいいのではないかと私は思います。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 パネリストの構成なのですから、北川先生でもいいと思うのですが、ちょっと関連するのでね。パネリストの構成が、要するに地元の議会と、それから行政と、それから市民だけになりますよね。そうすると、その議論というのは、流山市の視野の中での議論になってしまうのだけれども、そうすると基調講演では北川先生はもっと広い話をしますよね。その辺のところ、議論の土台、要するに土俵の狭さというのが出てくるのではないかなという気はするのですが、その点はどうなのでしょう。

松野豊委員長 皆さんで議論という感じなのですから、いかがですか。

伊藤委員。

伊藤實委員 議会から2人という話、これは立場が違って出ているのだから、私はいいのではないかと思います。それから、コーディネーター、ファシリテーター、どちらでも私は構わないと思うのですが、やはりそれは流山市と直接関係ない方がやったほうがバランス的にはいいのかなというふうに感じます。ですから、このままでいいのではないかと思います。

松野豊委員長 ちょっと今議論を伺いながら、またちょっとネットで調べたのですけれども、ファシリテーターは、ここにも出ていますけれども、人の心、要するに参加者の心にちょっと配慮して、通常はいろんなこういう会議体で発言していない人がいたりしたら、どうですかと振ってみたりとか、議論を皆さんが平等にできるような雰囲気づくりも含めてやっていくという意味合いかというふうに理解するのですが、一方でコーディネーターは、これ辞書で調べたら、いろいろな要素を統合したり調整したりして、1つにまとめ上げる係というふうになっています。ちょっと議論が錯綜するのですが、ちょっとこの呼び名、ちなみに今酒井委員からあったのは、つまり進行役という形にすると、北川先生に対して失礼ではないかという疑問を投げかけていただいているわけですね。

れども、これはちょっと草間研究員が今日いらっしゃっているんで、ちょっと個人的見解してどうか、あるいは過去の実績として、北川先生の実績としてそういう進行役をしたことがあるかとか、あと失礼に当たるのか当たらないのかというところを、ちょっと参考までに、草間研究員お願いします。

草間研究員 まず、ファシリテーターという名前は、お話の持ってき方によるのですけれども、パネルディスカッションでの役については余りにしないのではないかなとは思うのですけれども。コーディネーターというか、要するに会議のパネルディスカッションの議長役についての対応は問題ございません。

松野豊委員長 ただ、もう一つの議論は、このファシリテーターにするのか、コーディネーターにするのか、進行役にするのかはちょっと横に置いておいて、今乾さんからあったように、当事者だけでパネリストいいのかということについてはですが。

戸部委員。

戸部源房委員 流山市議会基本条例つくろうという意味では、私ども流山市に限ったことではないのだよね。全体的に見て、全体もよく研究した上で、流山市に合った基本条例ということで設定しているわけです。

それから、今回は北川教授の基調講演ありますよね。これは全体的な一つの大きな議会改革の流れというものを、マニフェストも含めて、これは言っただけのものではないかなと。それからその後、ファシリテーターですか、これは引き出すということですよ。そういう感覚も含めて、これは引き出していくという形でやってくれるのではないかなと。

そういう中で私考えるのだけれども、やはり議会基本条例というのは、基本的には流山市でどうしていくかというような問題が基本なわけだね、これね。だから、そういう意味では、多少議会出身の人が2名だと、あるいは流山市出身の人ばかりだということはあるけれども、それでいいのではないかなと、そういうふうに思います。これはどこでもそうなのだけれども、どこかの市議会では栗山町のまねして、何ら効果がないと。全然実効がないということがありますけれども、それではいけないのだよね。大きなことも考えていかななくてはいけないのだけれども、それは当然やってきているので、そういうことも含めて、私は流山市の人たちだけということに関しては、余りにする必要はないのではないかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。全く誤解のなきよう言いますけれども、これ変えたのは全く他意はありません。先ほど申し上げたものが全くの本音だし、純粋な議論です。事前に正副委員長、事務局でやった、要するにつまり進行役、あるいはファシリテーターといえども、進行役に当事者が入ると、何か操作しているように見られるかもしれないし、逆にですね。なので第三者にやってもらったほうが、見た感じはいいのではないかという議論が出たのです、事前の打ち合わせの中で。当初は、この特別委員会の中では、ファシリテーターに徹すれば、進行役に徹すれば委員長でもい

いのではないかという御意見、大変いただいて、まとまっていたのですけれども、ちょっとふと気づいて、どうかなという議論をした中で、ちょっとこういう形に変えているのですけれども、これが正解というのがないので、ちょっとなかなか難しいところなのですけれども、皆さんの御意見をちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 流山市議会の基本条例を策定する、そして今策定段階で、途中でシンポジウムを開催する、委員長が出ていく、あるいは副議長が、議長さん出ていくということについては、この中の今までの議論を踏まえた中で、議会としての考え方とか、そういうものを市民、シンポジウムですから、考え方を大いに間違っているとか間違っていないかではなくて、大いにこんなふうに議会は考えて、今議論も、例えばこういうような白熱な議論をされていますとか、そういう中では、私はもう議会の代表としての声として大いに出していただきたいというふうに、公平公正に出していただきたいというふうに思う。それを聞いた市民の意見というのもまた後でいただけるわけだから、やっぱりわかりやすく、何を狙っているのだろうかとか、そういうことを言ってもらう意味ではないと思うのですよ、2名出ていても。そして、井崎市長が出る場合は、先ほどから議論のあるように、二元代表制という中での考え方もおありでしょう。あるいは江川先生にすれば、市民の代表として出いただくということで、今までの議論もあったでしょうし、またお考えもあるという中で、若干の意見は違って参考としたり、その意味が大きく出てくると思います。私はそういうふうに思っています。以上です。

北川先生については……。

松野豊委員長 もう一つの整理は、ここにもパネルディスカッションで、下にテーマが書いてございますけれども、流山市民と議会・市役所の新しい関係、議会基本条例が目指すものという、このテーマを設定しているので、議会の代表である議長、それから執行部、行政の代表である市長、それから市民の代表として江川さん、それから議会基本条例を目指すものというふうになっているので、議会基本条例の特別委員会の委員長である私という形で、どちらかという、テーマからも考えて、こういうバランスかなと思ったわけであります。どんどんざっくばらんに、ちょっと済みません、11時半過ぎていますがけれども、御意見いただければと思います。

酒井委員。

酒井睦夫委員 この案でも私は合格点ですよ。どうしてもだめだということではないのだけれども、一般の市民の人がここに参加して、こればっと見たときどう思うかという、やっぱり議会の代表と、パネリストというのはやっぱり一番大事なので、パネリストのナンバーワンに北川先生の名前があるべきだというふうに私は思いますね。一般市民がぱっときたときから言うと、で、北川先生がパネリストのナンバーワンで、あと議長と市長と市民代表と、それぞれの代表で、一番実務の詳しい松野さんが司会進行というのが一番おさまりはいいと思います。ただ、過去の論議経過、それ

から当日の論議の内容を考えて、松野さんもパネリストのほうがいいというのであれば、僕はそれは余りこだわりませんが、一番おさまりのいいのは、今最初言ったような案だと。

それから、ファシリテーターという、ほとんどの日本人がわからない英語は使わないほうがいいのではないかと、今回。日本語に直すと何と言うのですかと、だれも答えられないような日本語ですからね。ファシリテーターではなくて、何かコーディネーターだったらまだわかりますし、もうちょっと別の言葉のほうがいいたろうと。しかし、どうしてもこの言葉を使いたいというのだったら、私それほどこだわるものではないのですけれども、あえて意見を言わせていただくと、そういうことになります。

松野豊委員長 今ちょっと議論していて思い出したのですけれども、僕自身が。ファシリテーターにしたのは、そういえば意図があったというか、当初は僕がつまり司会進行役だったので、あえてファシリテーターにしたのです。というのは、コーディネーターはここに、辞書にも出ていますけれども、いろいろな要素を統合したり調整したりして1つにまとめ上げる係なので、自分の進行役の意図がそこに介在すると。で、したときに、要するに委員長である僕が司会進行をしている中で、委員長の意図が介在していいのだろうかどうかということがあったので、ファシリテーターだと、ニュアンスとしてはその余り意図、司会進行者の意図は介在せずに、皆さんの意見を引き出すという意味合いでしたので、これあえてファシリテーターにしていた記憶が今よみがえりました。

その横文字については、横文字を使うことについては、確かに以前よりいろんな市民の方から、横文字どうなのだという御意見はいっぱい、たくさんあるのですけれども、私の考えとしては、このいわゆる今御説明したような背景を冒頭にしっかりと会場内で皆さんに日本語でしっかりとお伝えすればいいというふうに思っているの、横文字を使うことについては、それでいいのではないかと私としては思います。要するに背景の説明、今のようにしっかりと会場の方に差し上げるとかということで担保できるのではないかなと。

ただし、これ私が失念していたのですが、要するに司会進行が、やっぱりそうは言っても、ファシリテーターと書いても、特別委員会の委員長が司会進行をやると、そこに意図が介在しているというふうに見られると本意ではないなと。だから、私が自らプレーヤーになって、パネリストになって、第三者に司会進行をやってもらったほうがいいなという議論があったわけです。なので、それでちょっと入れかえたという経緯があるのですが、ちょっと済みません、意見がなかなかこれは、ちょっとまとめるのが難しそうなので、一応酒井委員からも納得しないわけではないがという御意見をいただいたので、この案でやらせていただくということでよろしいですか。どれが正解だというのはちょっとない世界なので、難しいところなのですが、あとはもしかすると、北川先生には、まだ直接のお打ち合わせをしていないので、先生とは。なので、北川先生とまた打ち合わせしたときに、もしかしたらこの辺の細かい変更とかいうのも、もしかしたらあるかもしれませんが、現時点ではこの案でちょっといかせていただきたいということで整理をさせていただければというふ

うに思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ありがとうございます。

次に、チラシの内容についてちょっと説明をお願いします。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 引き続きまして、チラシの御案内をさせていただきたいと思います。

本日、お配りしていますが、シンポジウムのチラシ案でございます。出来上がりは表面がシンポジウムの御案内、裏面が報告会の御案内ということで両面刷りをしたいと思っております。まず、資料の1枚目、縦書きのものでタイトルが、流山市議会としてのあるべき姿、理念を掲げる議会基本条例の必要性という形で、10月4日のシンポジウムの御案内文をつくっております。資料の2枚目、もう一案、全体の色合いが少し緑色が主体となっております、横文字で地方議会としてのあるべき姿、10月4日のシンポジウムについて御案内をしております。チラシ内の黄色い部分は、北川先生のお写真を入れて印刷する予定になっております。

最後の1枚なのですが、議会報告会の御案内ということで、10月25日と11月15日の両日分をまとめてご案内しております。シンポジウムに御来場いただいた方に、裏面で報告会にも御参加いただけるような形の案内にいたしました。1回のチラシが有効に使えるように両面刷りを予定しております。縦書き、横書き、太い文字、細い文字ございますのでそれら詳細につきましては御議論いただきたいと思います。

松野豊委員長 あと済みません、段取りですね、今後の印刷をいつして、何枚ずつ議員さんに配るのかとか、どういう方法でこのチラシを市民の方に配付していくかと、ちょっとその辺の段取りもあわせてお願いします。

竹内議会事務局主査 チラシ案の校正の段取りなのですが、本日は時間も押しておりますが、まず表の部分について、縦書きのものにするのか、横書きのものにするのかという、フォーマットについては大体決定をいただければと思っております。

もう一点、先ほどシンポジウムのプログラムでもありましたけれども、このチラシの中にはプログラムの部分に、パネルディスカッションとは書いてあるのですが、テーマであるとか、出演者の名前が書いてございませんので、その辺の整合を図る関係がございますので、最終稿は次回21日の特別委員会で、決定をしていただいて、9月議会が始まりましたら、印刷を終了いたしまして、各議員に、恐らく予定では100枚ずつということで2,800枚、あと200部は有効活用できるように、事務局で保管しながら配付をさせていただきたいという形を考えております。21日にはこのシンポジウムのチラシの表面、裏面を含めた最終決定をいただきたいと思います。

以上です。

松野豊委員長 ちょっともう一回、21日に最終決めをして、印刷屋さんにも今のところ予定としてはい

つ出す予定ですか。それから、一応共有しておきますと、当初議論の過程の中では、田中人実委員が場合によっては輪転とインク代だけで安く上げましょうという御意見が出ていましたが、どうも事務局と協議の結果、最終的には当初の予算の申請どおり印刷屋さんのほうに頼むことになったようですので、一応御報告だけしておきます。どういう段取り。

竹内議会事務局主査 21日に最終決定をいたしましたら、事務局で校正をして、25日の週には発注をして、9月議会定例会、できましたら開会日の週を目途に、議員の皆様にご配付させていただければと考えております。

松野豊委員長 100部ずつ配付をするということですか。

竹内議会事務局主査 はい。

松野豊委員長 ということですので、これは21日までに、今日ちょっと一たんお持ち帰りいただいて、場合によっては御家族の方とか、会派の議員の方とか支援者の方とかに、これ2枚並べて見せていただいて、どっちがいいみたいな。デザインの問題ですから、中身は変えていませんので、その中身、もうちょっとこういうことも入れたほうがいいのではないのとか、これは要らないのではないのとかという御意見も含めて、21日の次回の特別委員会の際に皆さんに御意見いただければなというふうに思いますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 キャッチフレーズというか、スローガンを今募集していますよね。当日は看板に書くというふうになっているのですけれども、それがもし間に合うのだったら、これに入れてもらえるわけです。間に合わない、スケジュール的にはどうですか。

松野豊委員長 竹内主査。

竹内議会事務局主査 キャッチフレーズでございますけれども、今回の議会だよりも書いてあるのですが、シンポジウムの際に発表したいということでございますので、看板には書けないということと、チラシには入れられないというのは、前回の特別委員会でご確認いただいております。

松野豊委員長 一応前回の、前回って1回前ということではないですけども、前の特別委員会の議論の中で、いろいろ議論した結果は、チラシにはちょっと入れるのはスケジュール的に難しいだろうと。だから、シンポジウム当日に発表を兼ねてやろうと。この事前のチラシに入れるか入れないかも議論していたのですけれども、細かくは議事録もう一回読み返していただきたいのですけれども、僕も今そこまでは頭の中の記憶に入っていないので、細かいところまでは記憶に入っていないのですけれども、とにかくチラシにはちょっと入れられないだろうと、スケジュール的に考えて、で、シンポジウムの当日に集計して発表しようということになっていたかと思えます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、そのチラシは、それで皆さんどちらがいいか、どっがいいかというのを検討し

ていただいて、裏面についてはちょっと1パターンしかないですけども、このパターンで校正があれば、御意見を21日の特別委員会までにちょうだいでできればというふうに思います。これは以上でいいですか、チラシの件は。では、以上でございます。

今後のスケジュールの確認です。ただいま申し上げましたが、明後日、21日9時半から12時、第11回の議会基本条例策定特別委員会を開催をいたします。そのときには、先ほども申し上げましたが、条例の骨子案を案として皆さんにお示しをしますので、いろいろまた協議を深めて、議論を深めていただければというふうに思っております。それから、チラシですね。今申し上げた10月4日のシンポジウムのチラシの校正、御意見をお持ちよりいただければというふうに思っております。

それから、大枠として、この議会基本条例を理念型の形にしていけるのか、フルセット型の形にしていけるのかも、21日に別に結論を出すということではなくて、皆さんと意見交換をしたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それから、一応その先の21日以降のスケジュールも念のため確認をさせていただいておきます。21日の第11回が終わりましたが、第12回は28日午前10時から17時、午後5時まで、1日缶詰で、市役所で議会基本条例特別委員会を開催することになっております。それ以降はまだ決まっておりますが、ということです。あと、全体のスケジュールとしては、皆さんお手元にあるかと思いますが、10月4日にシンポジウムを控えております。それから、その後10月25日と11月15日に市民の方との意見交換会を控えております。当面の目標は、その10月4日のシンポジウム前までに、9月の末日までに骨子案だけは、ある程度案として、第1案としてつくっておかないと、シンポジウムでその骨子案が示せなくなりますので、皆さん御協力と御理解をいただければというふうに思います。

最後、その他ですが、何かその他でございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 事務局、失礼しました。竹内主査。

竹内議会事務局主査 事務局からお願いでございます。次回、21日、骨子案につきまして御提示をさせていただく形で、本日の午後協議をいたしますが、第1回目の特別委員会で、各委員には他自治体の条例につきまして参考資料として一冊お配りしていると思います。条例の前文と目的の関係や、条例の全体の型について目を通していただき、ご自分の中である程度、このような形がいいのではないかというイメージを浮かべていただきたいと思います。あくまでも骨子の全体像をとらえて来ていただくと言う意味でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

松野豊委員長 それから、その他で一応お断り申し上げますと、7月31日の議事録を読み返していただければわかるのですが、当初はこの骨子案と、他市の事例も含めて、本日皆様にお示しをして会議

しましようということ、私が7月31日の会議の中で申し上げておるのですが、ちょっと今日の進行がいろいろ、いい意味で議論が白熱したこと、あとちょっと私のほうで、骨子案の協議を正副委員長と事務局と草間研究員とする段取りが今日の午後になってしまったことがありまして、7月31日では私が今日この18日ですか、の会議で議論しますというふうに明白にうたっておりますが、これ21日にずれ込んだことを御確認と、あとおわびを申し上げておきます。

それから、その他で議会だより、先ほど酒井委員からも出ましたけれども、議会だよりで、いわゆるキャッチフレーズ案を募集していますが、早速数件ですけれども、1件反響が出ているようですので、ちょっと皆さんに途中経過ということで、共有といいますか、御報告を事務局からお願いいたします。

竹内議会事務局主査 議会基本条例のキャッチフレーズの募集につきましては、8月15日号の議会だよりで、市民の皆様にご告示、周知をさせていただきました。

早速8月15日10時16分のファクスで、市民の方からご提出いただきました。作品は「市民の視点（目線）は議会の視点」というキャッチフレーズです。

松野豊委員長 今のところの1件だけですね。

竹内議会事務局主査 今のところそうです。

松野豊委員長 1件だけなので、また途中途中で御報告は、委員会の都度皆さんにさせていただきますが、ちょっとこれ、おしり決めておいたほうが、締め切りいつになっていたのでしたっけ。

竹内議会事務局主査 9月5日です。

松野豊委員長 では、9月5日で一たん締めた段階で集計をして、9月5日だと多分議会中に1度皆さんにちょっとお集まりいただきまして、決定をしないといけないと思うのです。委員の皆さんにも事前にキャッチコピー案をいただいていますので、それと市民の方とあわせて、最終的にどれにしていくかという、審査会的なものを、シンポジウム10月4日なので9月中旬に1回特別委員会を臨時的に開催をして、ちょっと審査方法もどうするかも含めてちょっと協議しておきますが、こちらで。ある程度候補を幾つか並べて、シンポジウムでアンケートをとるとか、手法はいろいろあると思うので、ちょっと審査方法については改めて皆さんと案をお示しして、協議するような形の時間をとりたいと思います。

高橋委員。

高橋ミツ子委員 私からお願いですけれども、骨子案は今日午後練るといふか、たたき台をつくっていくのだと思うのですけれども、忙しい中大変恐縮なのですが、当日の、ここへ来て見る事前の、前日のせめて昼、午後2時ぐらいにでもファクスで送れば、どの骨子案でも何枚になるかちょっとわかりませんが、前日のせめて2時、3時ぐらいにあれば夜ちょっと目を通せるので、ありがたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

松野豊委員長 では、前日の遅くとも3時までには皆さんのお手元に、20日ですね、お配りできるよ

うに正副委員長と事務局と草間研究員と、場合によっては徹夜作業して間に合わせるようにします。
ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、長時間にわたり御協力いただきましてありがとうございました。以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時58分